

## 第1節 景観重要建造物

建築物等は、地域の歴史や生活文化の一端を物語るもので、地域の個性を表現する役割も担っています。

地域に親しまれているもの、すぐれたデザインのもの、すぐれた技術のもの等は、地域景観の重要な資源であり、地域の共有財産として守り継承してだけでなく、これらを地域の景観づくりに役立てていくため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定方針に基づき景観重要建造物に指定することができます。

景観重要建造物の指定方針	
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建築物等（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）で、下記に示す歴史的評価若しくは景観的评价が高く、かつ老朽化が著しくなく、修復が可能なもので、指定に際し著しい支障がないもの。	
①歴史的 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的価値のあるもの。</li> <li>・建築後50年以上経過しているもの。</li> </ul>
②景観的 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な景観形成に寄与しているもの(周辺環境と一体となって歴史的な景観を形成しているもの、歴史的街並みの連続性に寄与しているもの等)。</li> <li>・地域のランドマークや景観的なシンボル・アクセントになっているもの。</li> <li>・地域住民等に親しまれているもの。</li> <li>・心象風景としての存在感や雰囲気を持つもの。</li> <li>・地域の主要な回遊路に面しているもの。</li> <li>・アイストップ的な場所に位置しているもの。</li> </ul>

※ただし、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については適用しません。

## 第2節 景観重要樹木

長い年月をかけて育まれてきた巨木や名木は、これまで地域を見守り、生活に安らぎを与えて地域に親しまれています。このような樹木は地域にとって重要な樹木であり歴史的にも貴重な財産であるため、保全し後世に残していく必要があります。また、地域の個性を生かしたまちづくりを行ううえでのシンボルとなるため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定方針に基づき景観重要樹木に指定することができます。

景観重要樹木の指定方針
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの
(1) 樹形や樹高等美観が優れているもの
(2) 地域の象徴的な存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
(3) 地域の歴史、生活文化的に価値が高いと認められるもの
(4) 地域に親しまれ、愛着を持って受け入れられているもの

※ただし、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については適用しません。

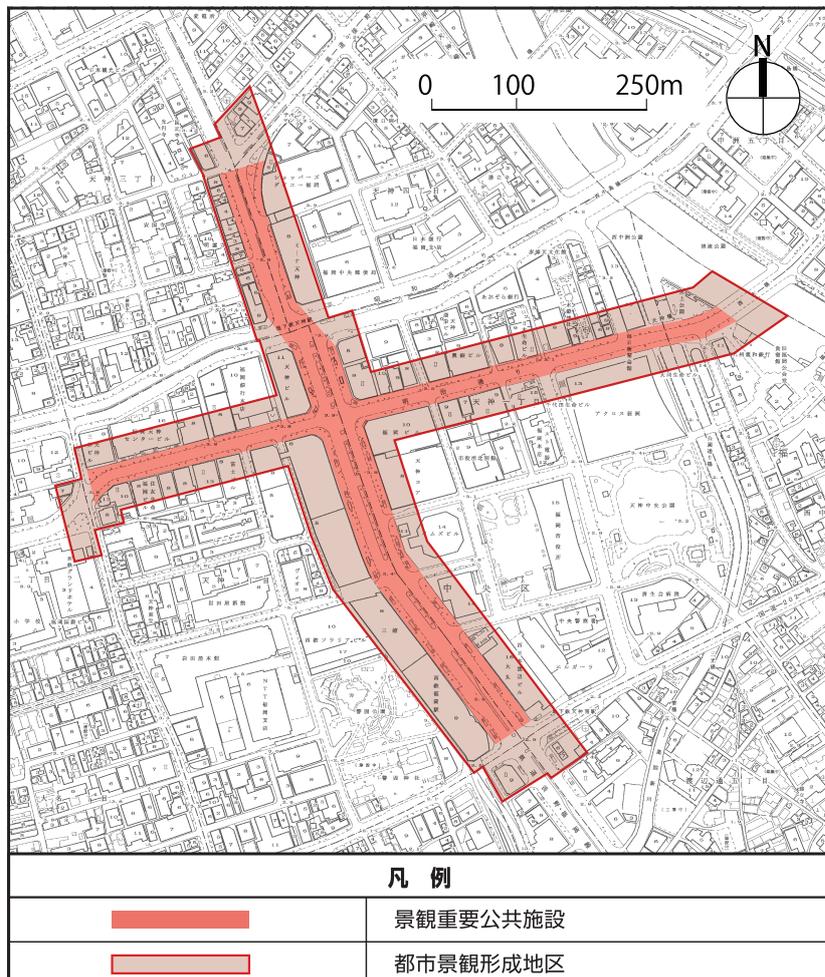
## 第1節 指定方針

都市景観の形成上特に重要な公共施設(道路、河川、公園等)について、下記に定める指定方針に基づき、施設管理者の同意を得て、景観重要公共施設として指定し、整備に関する考え方など良好な景観の形成に関する事項を定めることとします。

区域	指定方針
都市景観形成地区	・地区内の景観形成上重要な公共施設(道路、公園、河川等)
景観計画区域 (都市景観形成地区を除く。)	・市の景観形成上重要な公共施設(道路、公園、河川等) ・市の景観に広範囲にわたって影響を及ぼす公共施設(道路、公園、河川等)

## 第2節 指定区域

### 1. 明治通り・渡辺通り(都市景観形成地区内)



## (1) 道路の整備に関する事項

- 1) 歩道の舗装は、通り全体を通して統一感を図り、また、都心にふさわしい、時代の変化に耐える質の高い都市空間と調和する素材のものを使用する。  
視覚障がい者誘導用ブロックについては、「福岡市福祉のまちづくり条例」による「施設整備マニュアル」に基づき設置する。
- 2) 柵、車止め、街灯等の工作物は、商業・業務等が集積した、周辺建物と調和する形状、色彩とする。
- 3) 街路樹は、街並みを引きたてる配置とし、自然豊かな樹形を維持するとともに、主要な交差点や中央分離帯等に花壇等を設置するなど、賑わいのある街路空間の創出に配慮する。
- 4) サイクルポストは可能な限り設置しない。設置する場合は、歩行者空間のユニバーサルデザインや、植栽、パブリックアート等による快適な街路空間づくりに配慮して設置するとともに、通りの雰囲気と調和する形状、色彩とする。
- 5) 公共空間に設置するサインは、質の高いものとし、設置にあたってはできる限りデザインの統一化を図る。
- 6) 材料は、維持管理やコストに配慮し、選定する。

## 第1節 屋外広告物の表示による景観形成の考え方

福岡市では、良好な景観を形成、風致の維持及び公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示・設置する際のルールとして、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定めています。

自然豊かな地域、賑わいのある繁華街など、地域やまちの個性に応じた景観となるよう、福岡市内を5つの地域に区分して、それぞれの地域にふさわしい規格基準を定めるほか、原則として屋外広告物の表示ができない「禁止地域」や、地域特性に応じ、地区ごとに規格基準を設ける「都市景観形成地区」などを定めています。

## 第2節 屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

### ①福岡市全域

屋外広告物を掲出するとき、掲出している広告物を変更したり、改造したりするときなどは、原則として事前に許可が必要です。また、禁止地域や禁止物件には、原則として広告物を表示することはできません。

屋外広告物を計画するにあたっては、本計画に定める行為の制限のうち、屋外広告物にかかる行為の制限(全ゾーン(P36～37)及び各ゾーン(P38～39))について考慮するとともに、屋外広告物条例に定める地域区分ごとの規格基準を遵守する必要があります。

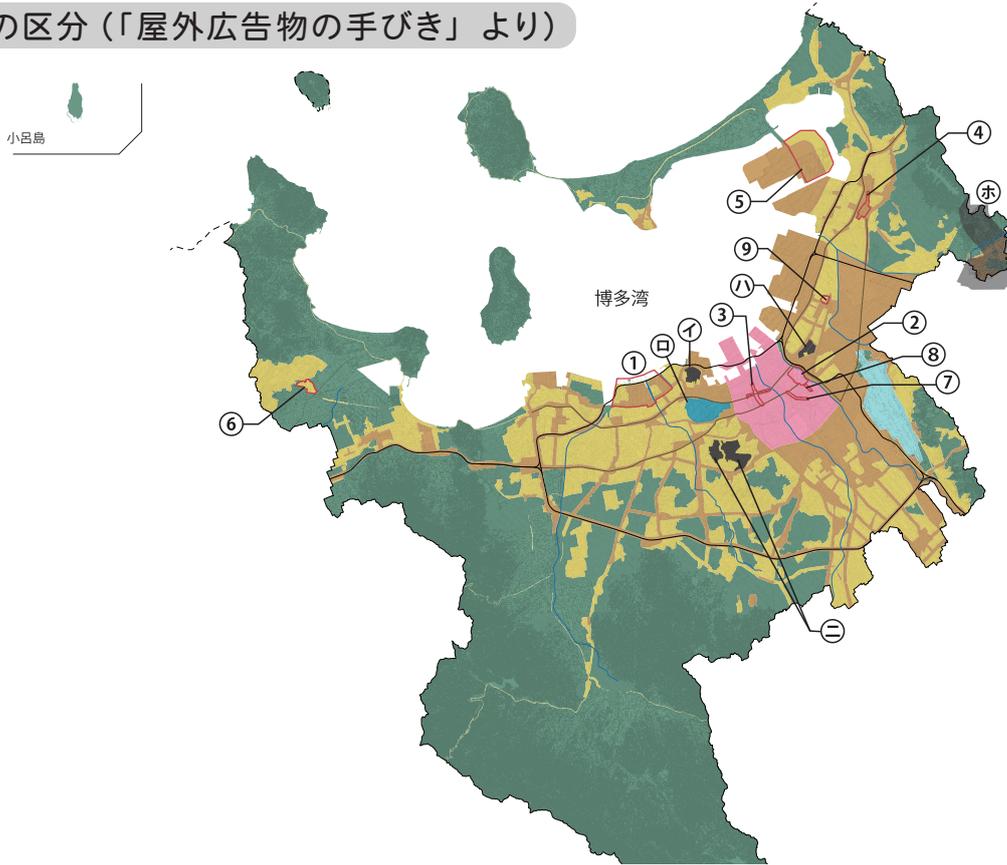
地域区分ごとの規格基準や、禁止地域等に関すること等、屋外広告物に関することは、「屋外広告物の手びき」を参照してください。

### ②都市景観形成地区

都市景観形成地区においては、上記に加え、地区ごとに独自の規格基準を定めています。屋外広告物の計画にあたっては、地域特性にあった広告物景観とするため、景観形成方針を踏まえ、屋外広告物の行為の制限を遵守する必要があります。地区ごとの詳細は、各地区の地区別編冊子をご覧ください。

屋外広告物を設置する場合は、地区ごとの規格基準に適合するよう、事前協議を行ってください。

## 地域の区分（「屋外広告物の手びき」より）



凡例	地域区分	対象地域	規格基準
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color: #f080f0; border: 1px solid black;"></span>	都心部・空港周辺地域	福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲並びに福岡空港周辺	P. 4
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color: #d2691e; border: 1px solid black;"></span>	商業・沿道系地域	第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域, 工業専用地域(都心部・空港周辺地域を除く), 特定流通業務施設区域(※1)	P. 5
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color: #f0e68c; border: 1px solid black;"></span>	住居系地域	第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域(都心部・空港周辺地域を除く), 沿道施設指定路線区域(※2)	P. 6
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color: #228b22; border: 1px solid black;"></span>	自然・低層住居系地域	第一種低層住居専用地域, 市街化調整区域(福岡空港周辺区域, 特定流通業務施設区域及び沿道施設指定路線区域を除く), 小呂島, 玄界島	P. 7
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color: #add8e6; border: 1px solid black;"></span>	空港地域	福岡空港敷地内	P. 8
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border: 1px solid black;"></span>	都市景観形成地区	①シーサイドももち地区, ②御供所地区, ③天神(明治通り・渡辺通り)地区, ④香椎副都心(千早)地区, ⑤アイランドシティ香椎照葉地区, ⑥元岡地区, ⑦はかた駅前通り地区, ⑧承天寺通り地区, ⑨宮崎宮地区	
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color: black; border: 1px solid black;"></span>	禁止地域	⑩西公園, ⑪福岡城址(大濠公園, 舞鶴公園), ⑫東公園(県庁周辺), ⑬南公園, ⑭九州縦貫自動車道と両側500mの範囲にある地域	P. 12
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color: #483d8b; border: 1px solid black;"></span>	福岡都市高速道路等沿道	福岡都市高速道路及び西九州自動車道から展望できないものを除き, 各道路縁より両側5.0mかつ路面高さより上方の範囲	P. 11

※1：市街化調整区域において、都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた特定流通業務施設を設置することができる区域。  
 ※2：市街化調整区域において、都市計画法第34条第9号の規定に基づき交通量等を勘案して市長が指定した路線で、この道路に接続してドライブイン等自動車運転者の休憩のための施設等を設けるための開発・建築許可を受けた場合に適用。

### ■主な屋外広告物

